

2023年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 JDSC  
代表者名 代表取締役社長 加藤 聡志  
(コード:4418、東証グロース)  
問合せ先 取締役 CFO 作井 英陽  
(TEL. 03-6773-5348)

## 事前交付型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年 8 月 24 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事前交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年 9 月 26 日開催予定の第 5 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

#### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

#### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与するもの又は譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年 9 月 29 日開催の第 3 期定時株主総会において、年額 2 億円以内（うち社外取締役分は年額 3,000 万円以内）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度の概要

本制度は、①一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として当該一定期間経過時に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）と②一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として当社の取締役等の退任又は退職をもって譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といいます。）から構成するものとします。

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものいたします。

本制度による譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱにつき合わせて年額 6,000 万円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱにつき合わせて年 12 万株以内といたします（ただし、当社の発行済株式総

数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

各制度の概要は次のとおりです。

#### 【本制度Ⅰ】

本制度Ⅰは、対象取締役に對し、当社の普通株式に一定期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与する制度です。

本制度Ⅰによる譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅰの違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、当該株式を当然に無償で取得すること

#### 【本制度Ⅱ】

本制度Ⅱは、対象取締役に對し、当社の普通株式に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与する制度です。

本制度Ⅱによる譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅱの違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、当該株式を当然に無償で取得すること

また、本制度Ⅱに係る譲渡制限付株式の初回の付与は、2024年を予定しております。

#### （ご参考）

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員及び従業員に対しても、本制度により付与する株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上